

未熟児養育医療給付制度を申請される方へ

1. 未熟児養育医療給付制度とは

身体の発育が未熟なままで出生し、出生直後から継続して指定養育医療機関で入院養育が必要であると認められた入院中のお子さんに対して、その治療に必要な医療（以下「養育医療」）を公費で負担する制度です。

【給付の内容】

入院中の医療費のうち、保険適用の治療費と食事療養費（ミルク代）

※保険適用外の検査・治療費、差額ベッド代、オムツ代は対象となりません。

【制度利用にかかる自己負担金】

所得に応じて一部自己負担金が生じますが、この自己負担金は子ども医療費助成制度の対象となるため、養育医療給付申請時に承諾書等をご提出いただくことで、自己負担金を子ども医療費助成制度から充当することができます。（保護者の方がご自身で自己負担金を納付せずに済みます。）

2. 対象

江南市に住所を有する、出生体重2,000g以下の乳児、または生活力が特に薄弱で一定の症状を示す乳児が対象です。

※詳しくは指定養育医療機関にご確認、ご相談ください。

3. 申請について

お子さんが退院する前に保健センターの窓口へ申請書類等をご提出ください。退院後の申請は受付できません。また、必ず出生届出後に申請をしてください。

裏面へ続く

【申請手続きに必要なもの】

1	養育医療給付申請書・世帯調書（両面）	世帯調書は養育医療を受けるお子さんも含めて、世帯全員を記入してください。
2	養育医療意見書	お子さんが入院している医療機関で記入してもらってください。
3	受給者の加入する医療保険が分かるもの、子ども医療費受給者証	<p>養育医療を受けるお子さんの加入する医療保険が分かるものの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者から交付される「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」 ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの など <p>子ども医療費受給者証（写し可）</p>
4	同一世帯内全員の個人番号の確認ができる書類	マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写しなど
5	申請者の本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証など
6	子ども医療費支給申請書委任状	自己負担金の充当を希望される方は提出してください。
7	扶養義務者の市町村民税が確認できるもの	ホームページ内『本人と生計を同一にしている者の市町村民税額を確認する書類について』を参照

4. 養育医療券の送付

申請後、2週間ほどで養育医療券をご自宅へ郵送します。届きましたら、医療機関へ提示してください。（入院時に遡り、制度の適用を受けられます。）

養育医療券の有効期間は、入院開始日から原則3か月程度です。

5. 継続・変更申請について

養育医療券の有効期間を超えて、引続き入院する場合は**継続申請が必要**です。また、養育医療券に記載されている事項に変更があった場合（転院など）は、**変更申請が必要**となります。**お子さんが退院するまでに養育医療給付申請書・養育医療意見書・子ども医療費支給申請書、委任状の提出をしてください。**

お問い合わせ先

江南市保健センター

〒483-8157 江南市北山町西 300 番地

toko*toko*labo (江南市布袋駅東複合公共施設) 2 階

電話 0587-56-4111

(平日 8:30—17:15 土日祝日を除く)